

KURURU取扱規則等の一部改正(案) について

1 改正の理由

令和7年3月に導入する東日本旅客鉄道株式会社のSuica機能が備わった新しいKURURUの運用開始に伴う、現行KURURUのサービス終了を見据え、カード解約時の手数料の改定、ポイント付与の終了、ポイント還元単位の引下げを行うため、KURURU取扱規則、KURURUポイント取扱規則、おでかけパスポート取扱規則、高山村ふれあいパスポート取扱規則、飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則及び小川村まめってえバスカード取扱規則の一部を改正するもの

2 改正案の内容

(1)KURURU取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(KURURUカードの解約)	第32条第1項	払戻し手数料に関する項目を削除
	第32条第3項	定期券に係る払戻し手数料に関する項目を削除

(2)KURURUポイント取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(KURURUポイントの付与)	第4条第1項	乗車に対する付与期限を令和6年11月30日までとする項目を追加
	第4条第3項	キャンペーン等で付与期限を令和6年11月30日までとする項目を追加
(KURURUポイントの失効)	第5条第2項	ポイント失効の条件に「カードが失効した場合」を追加
(KURURUポイントの還元)	第8条	還元単位を100ポイントに引下げ

(3) おでかけパスポート取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(おでかけパスポートの解約)	第17条	払戻し手数料に関する項目を削除

(4) 高山村ふれあいパスポート取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(高山村ふれあいパスポートの解約)	第17条	払戻し手数料に関する項目を削除

(5) 飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(飯綱町IIZUNAであるきバスカードの解約)	第17条	払戻し手数料に関する項目を削除

(6) 小川村まめってえバスカード取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
(小川村まめってえバスカードの解約)	第17条	払戻し手数料に関する項目を削除

3 施行期日

令和6年7月16日（火曜日）

4 新旧対照表

別紙のとおり